令和７年（フ）第１４８８号
埼玉県戸田市大字新曽1635番地の１　グレースメゾン303号室
破産者　大和　真人
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市浦賀６丁目15番４号
破産者　飯泉　美枝
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市吉井４丁目21番７号
破産者　佐藤　　朗
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第６１１号
神奈川県厚木市妻田西２丁目20番56号　ドミール長野101
破産者　小倉　仁美
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６９３号
愛媛県今治市大三島町口総4175番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市永塚232番地　ＹＵハイムＢ棟103
破産者　杉山　璃菜
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４号
神奈川県厚木市中依知89番地１
破産者　鶴田　敏規
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６３号
神奈川県厚木市恩名５丁目８番３―304号
破産者　和田　大誠
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９号
山梨県甲府市中小河原町341番地１　ふるさとホーム甲府、前住所山梨県甲府市下河原町３番33―318号
破産者　矢崎　晶義（補助人　牧井将）
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５３号
山梨県甲斐市龍地5875番地11　パストラーレ双葉101
破産者　中込　文子（旧姓飯田）
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５６号
山梨県甲府市高畑３丁目６番22号
破産者　保坂　優生
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３７０号
岐阜県関市倉知3078番地
破産者　引田美代子
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３２号
岐阜市六条大溝３丁目８番24号、開始決定時の住所岐阜県各務原市那加新加納町2315番地１　（各務野ハイツ４Ｇ）、（前住所）岐阜市六条大溝３丁目８番24号
破産者　安福　裕己
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３５号
静岡県富士宮市淀師1184番地の20
破産者　佐野　勝美
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第９９号
静岡県富士市今泉２丁目６番37―２号　エギーユ・ミディＤ号
破産者　田中　康世
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第１９号
京都府与謝郡与謝野町字弓木199番地
破産者　白數　守正
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和７年（フ）第９７０号
北九州市小倉北区今町１丁目４番２―402号
破産者　三浦　昌実
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２７５号
福岡県中間市蓮花寺３丁目２番14号
破産者　頼本　　武
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３１号
北九州市小倉南区若園３丁目14番８―201号、開始決定時の住所北九州市小倉南区田原新町１丁目18番13号
破産者　吉河真由美
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３４８号
北九州市八幡西区黒崎４丁目６番１―707号、前住所北九州市八幡西区上上津役３丁目10番22号
破産者　坂井　公生
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部